

はちのこ学級及びはちのこ第2学級の指定管理者の公募に関する質問及び回答

番号	質問項目	質問	回答
1	仕様書3ページ	運営側と保護者とのアプリなどでの連絡ツールが必須と考えています。 山口市として既存の連絡ツールがあるのでしょうか？ あったとしても指定管理者の判断で連絡ツールを変更し運用しても良いのでしょうか？	山口市の既存の連絡ツールについては、こども未来課が運用にかかる費用を負担し、市内の全学級に一括で設置・導入をしている「コドモン」という連絡ツールがございます。 コドモンは市が保育料にも関わる入退室の管理や学級と保護者の連絡ツール等に活用していることから、指定管理者の判断で連絡ツールを変更して運用することは認められません。
	エコな取り組みの実践について		
2	仕様書3ページ	指定管理者が保有するサービスを希望する児童に提供することは可能でしょうか？ 例：ランニング教室、テニス教室、サッカー教室など（全て軽度なもので選択制とする予定）	ランニング教室、テニス教室、サッカー教室など、指定管理者が保有するサービスを、希望する児童に提供することは可能です。 ただし、児童や保護者に対し、放課後児童クラブ外で活動するサービスを勧誘する等の営業活動を行うことはご遠慮いただきますようお願いいたします。
	指定管理者が行う業務について		
3	募集要項2ページ	当法人では2025年7月1日から県内他市で放課後児童クラブを開所しており、市からの補助金で運営をしています。 運営実績としては2ヶ月ほどになりますが、今回の指定管理者募集の対象となるのでしょうか。	募集要項「5. 応募に関する事項」の（3）において、応募資格の要件として、「児童福祉法に定める事業を運営している者」としており、運営実績の期間を定めていないことから、申請時点において行政からの補助により児童福祉法に定める事業として放課後児童クラブを開所されている場合、開所実績期間に関わらず、当該要件を満たすこととなります。
	応募に関する事項について		